

一般廃棄物管理責任者の手引き

～「事業系一般廃棄物」の減量と資源化にご協力を～

岐 阜 市

令和 7 年 9 月

はじめに

国による循環型社会推進のための法整備が進み、事業者を取り巻く環境は日々変化しています。

岐阜市では、循環型社会の実現や地球温暖化対策、そして、最終処分場の延命などを目的に、ごみの焼却量をピーク時である平成 9 年度から 1/3 以上削減となる「ごみ 10 万ト以下」を目標に掲げ、「ごみ 1/3 減量大作戦」を進めています。

岐阜市の焼却施設で処理されている事業系一般廃棄物が占める割合は、約 30% 前後で推移しており、事業活動の中でごみの減量を継続して実践するためには、排出実態の把握、具体的な処理計画作成のほか、役割分担の明確化等、総合的な体制づくりが望まれます。

このため、岐阜市では、平成 11 年に「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定し、事業活動の用に供し、一定の要件を満たす建築物を対象として、「一般廃棄物管理責任者」の選任・届出、「一般廃棄物減量計画書」の作成・提出を義務づけ、それに基づいた指導を行っています。

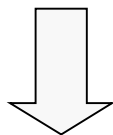
事業者の皆さんが本手引書を活用し、今後さらに事業系一般廃棄物の減量・資源化に取り組まれるようお願いします。

もくじ

1	事業者の責務	P 2
2	廃棄物の分類	P 3
3	事業用建築物占有者の責務	P 4
4	事業所内での役割	P 5
5	ごみの減量・資源化の進め方	P 6
6	提出書類について	P 8
7	記入例	P 9
	① 一般廃棄物管理責任者選任届	
	② 一般廃棄物管理責任者等変更届	
	③ 一般廃棄物減量計画書	
	参考「事業用建築物における一般廃棄物の減量 及び適正処理に関する指導要綱」	
8	関連法令	P 24

Ⅰ 事業者の責務

事業系廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 3 条に、事業者の責務として次のことが定められています。



事業者の責務

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること
- 2 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行いその減量に努めるとともに、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発と適正な処理方法について情報提供等を行うこと
- 3 廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること



2 廃棄物の分類

廃棄物は「家庭系」と「事業系」に分けられます。そのうち、「事業系」の廃棄物は、法律で定められた20種類の「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」に分類されます。

「事業系一般廃棄物」とは、「産業廃棄物」以外のすべての廃棄物で、事務所・商店・飲食店等から排出されるOA用紙や段ボール等の紙類、生ごみ等をいいます。この手引きでは、「事業系一般廃棄物」を対象としています。



3 事業用建築物占有者の責務

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」では、事業の用に供し、一定の要件を満たす建築物^{*1}の占有者^{*2}に対し、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、以下の義務を定めています。

- ①「一般廃棄物管理責任者」の選任、届出
②「一般廃棄物減量計画書」の作成、提出

(→記入要領 P8～13)

***1 事業用建築物の対象要件**

※事務所、店舗、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、学校、旅館等の事業に供する建築物（事業用建築物）の中で、下記の要件を満たす建物が対象となります。

(ア) 延べ床面積が 3,000 ㎡以上の建築物または学校教育法第 1 条に規定する学校については、延べ床面積が 8,000 ㎡以上のもの
→「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する特定建築物

(イ) 店舗面積が 1,000 ㎡を超える大規模小売店舗
→「大規模小売店舗立地法」第 2 条第 2 項に規定する店舗

(ウ) 延べ床面積が 500 ㎡を超える事務所または小売店舗でありかつ多量排出事業者が占有する建築物
→多量排出事業者とは、事業系一般廃棄物の排出量が過標準 50 キログラムを超える事業者です。

***2 占有者の対象範囲**

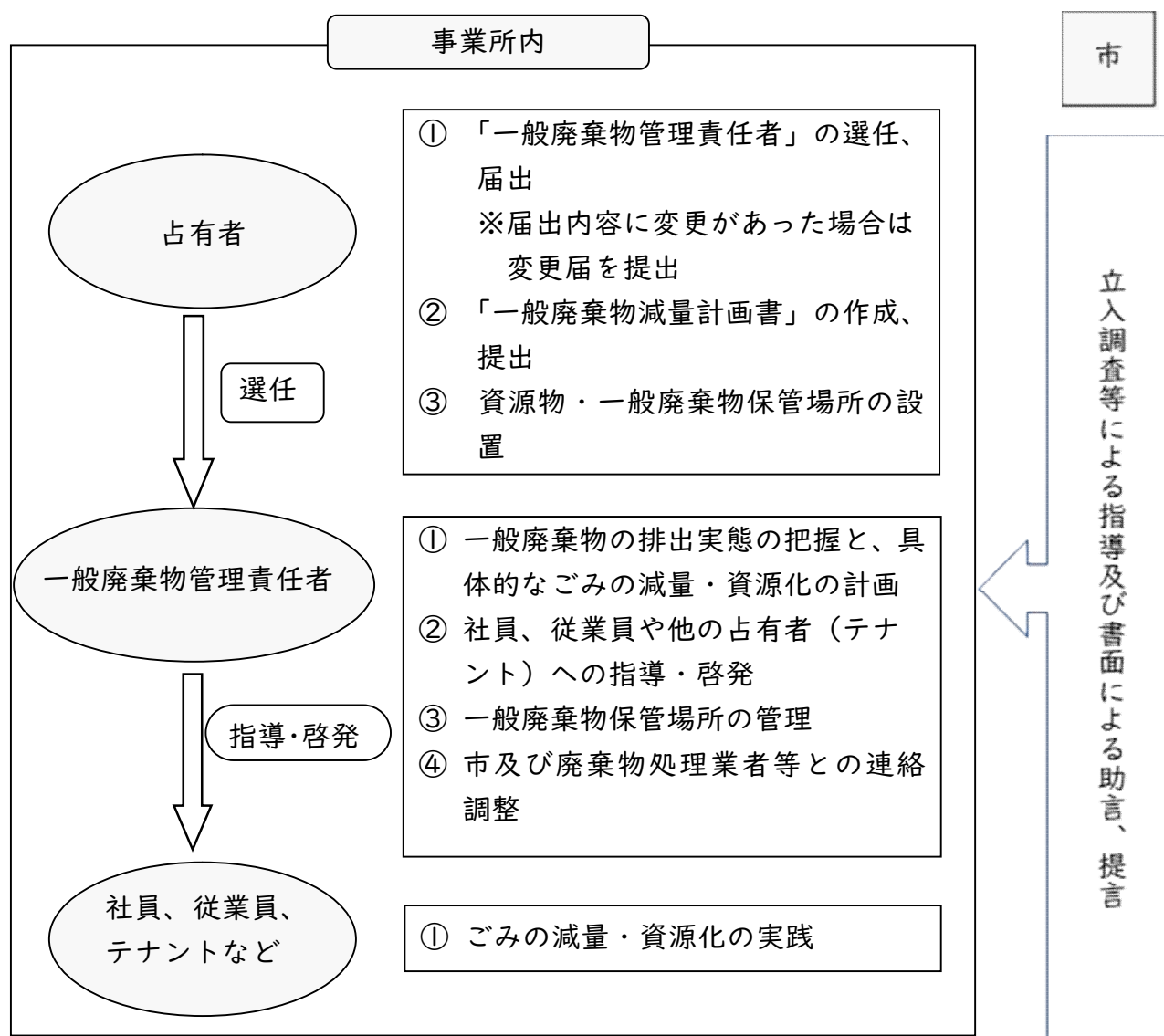
※事業用建築物は、オーナービルのように占有者と所有者が一致する場合と、テナントビルのように異なる場合があります。

テナントビルなど所有者が建築物の管理を行っている場合は、所有者においてもご協力下さい。

4 事業所内での役割

ごみの減量・資源化に取り組むには、まず一人ひとりが事業所内での役割を認識し、責任意識を持つことが大切です。

その中でも「一般廃棄物管理責任者」は、中心的な役割を担う存在ですので、人事異動等で変更が生じた場合には引き継ぎが重要になります。



5 ごみの減量・資源化の進め方

事業所のごみの減量・資源化を進めていくためには、「一般廃棄物管理責任者」を中心に、具体的な計画を立案し、実行していく体制づくりが望まれます。

そして、事業所全体が協力して大きなごみの減量効果を上げ、また、その効果を継続させていくには、組織全体として共通意識を持つことが重要です。

実施手順のポイント

ステップ① 現状を把握する

- 事業所から発生するごみの種類、量、処理方法、処理経費等を把握します。
現状把握なくして改善はあり得ません。

ステップ② 計画を立案する

- 現状把握をもとに、ごみの減量・資源化の目標と、それを達成するための方法などの計画を立案します。
- ごみの減量・資源化の目標については、「ごみの排出量〇〇%減量」、「資源化率〇〇%」というように数値化して設定することで、社員、従業員の意識向上につなげるようにします。

ステップ③ 実行する

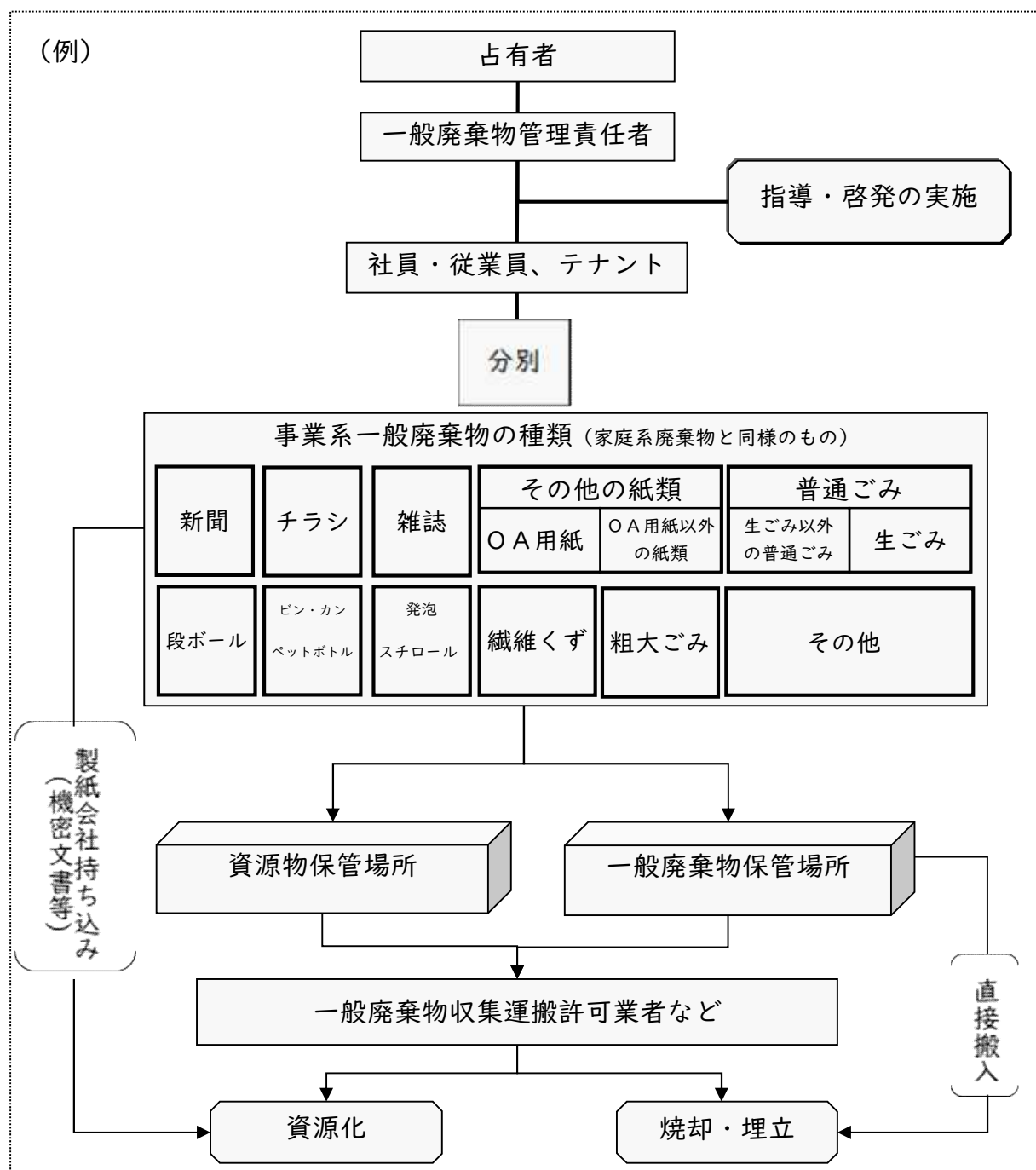
次のような内容が考えられます。

- ごみの減量・資源化のルールづくり
- 社員、従業員、テナント、利用者などへの指導・啓発
- 分別排出のための回収容器、保管場所等の設置・管理
- ごみの種類、量の継続的な把握
- ごみの減量効果、取り組み状況の点検、改善策の検討
- 清掃業者、納入業者、取引先、収集運搬業者など関係者との連絡・調整

継続的な実施のために

具体的には、「一般廃棄物管理責任者」を中心に、社員・従業員、テナント、清掃業者といった関係者を集めて、話し合う場を設けることが考えられます。こうした積み重ねによって組織の一人ひとりにごみを減らそうとする意識が醸成されていきます。

次のモデル図を参考に、それぞれの事業所実態に合った体制づくりを考えてみましょう。



6 提出書類について

提出書類は下記の３種類があります。

- ① 「一般廃棄物管理責任者選任届」
- ② 「一般廃棄物管理責任者等変更届」
- ③ 「一般廃棄物減量計画書」

提出書類	提出期限
① 「一般廃棄物管理責任者選任届」 様式第１号（第５条関係） 表面(その１)、裏面(その２)	<u>５月３１日</u> （事業用建築物としての要件を満たした年度の翌年度のみ提出してください。）
② 「一般廃棄物管理責任者等変更届」 様式第２号（第５条関係）	・提出書類①様式第１号（ <u>その１</u> ）の内容の変更があった場合は、速やかに提出してください ・提出書類①様式第１号（ <u>その２</u> ）の内容の変更があった場合は、変更の日後の最初に提出書類③を提出する日まで（毎年５月３１日まで）に提出してください。
③ 「一般廃棄物減量計画書」	<u>毎年５月３１日</u> （年度ごとに提出してください。）

（なお、５月３１日が土または日曜日に当たる場合の提出期限は、次の月曜日です。）

◆提出先：岐阜市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

（郵送のほかＦＡＸ、Ｅメール、オンラインでの提出も可）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

FAX 058(264)7119

E-mail zero-carbon@city.gifu.gifu.jp

・各様式、オンライン提出フォームは、

岐阜市HP (<https://www.city.gifu.lg.jp/business/jigyougomi/1006058.html>)

からも入手できます。(ページ番号 1006058)

7 記入例

①「一般廃棄物管理責任者選任届」 表面

様式第1号（その1）（第5条関係）

一般廃棄物管理責任者選任届

一般廃棄物管理責任者を選任したので、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第3項の規定により届け出ます。

(あて先)岐阜市長	届出日 〇〇年〇〇月〇〇日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 ごみ減量推進社 代表取締役 岐阜 太郎 電話番号 058(200)0000

建物の占有者(場合によっては所有者)を記入(押印は不要です)

建築物	名 称	岐阜〇〇ビル
	所 在 地	岐阜市司町 40 番地 1
	所 有 者	岐阜 太郎
事業の内容		
一般廃棄物 管理責任者	氏 名	減量 一郎
	所 属	総務部総務課
	住 所	岐阜市司町 40 番地 1 岐阜〇〇ビル 2 階
	連 絡 先	電話番号 058(200)0000 E-mail zero-carbon@city.gifu.gifu.jp
	建築物の所有者との関係	社員
	選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

可能な限り E-mail アドレスを記入

①「一般廃棄物管理責任者選任届」 裏面

様式第1号（その2）（第5条関係）

建築物の概要		
建築物の規模	地上の階数	4 階
	地下の階数	階
	事業の用に供する部分の床面積の合計	4,000 m ²
一般廃棄物管理 責任者が属する 事業所の所在	建物の全部	いずれかに○をつける
	建物の一部（ 2 階 ～ 4 階）	
	建築物以外	
外部利用者	小売業	1 日の来客数 150 人
	旅館等	客室数 室
	学校	生徒数 人
	その他	
従業員数	職員	20 人
	パート・アルバイト	2 人
	合計	22 人
一般廃棄物保管 場所	再生利用を目的とする一般廃棄物の保管場所	1 箇所 12 m ²
	上記以外の一般廃棄物の保管場所	1 箇所 12 m ²

季節変動等が見込まれる場合は、1年間のうち最も多い日について記入

建築物内関係者（他のテナント等）の名称（建築物内の所在）	
△△△販売（1 階の一部）	
喫茶◇◇◇（1 階の一部）	
	他に事業所（テナント）が入っている場合は、その事業所を記入

ビル管理会社の概要	
住所 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1	名称及び代表者の氏名 リサイクルビルメンテナンス株式会社 担当者氏名 業務課長 美濃 一郎 電話番号 058(200)9999

ビルの管理を委託している場合、その管理会社を記入

②「一般廃棄物管理責任者等変更届」

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物管理責任者等変更届

事業所番号

一般廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更が生じたので、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条

第4項

の規定により届け出ます。

第5項

いずれかに○をつける

(あて先)岐阜市長	届出日 ○○年○○月○○日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 ごみ減量推進社 代表取締役 岐阜 太郎 担当者氏名 減量 一郎 電話番号 058(200)0000 E-mail zero-carbon@city.gifu.gifu.jp

1	変更事項	一般廃棄物管理責任者の変更	可能な限り E-mail アドレスを記入
	変更年月日	○○年○○月○○日	
	変更内容	一般廃棄物管理責任者を◇◇から△△に変更する。	
	変更の理由	前任者が異動したため。	
2	変更事項		
	変更年月日	年 月 日	
	変更内容		
	変更の理由		

一般廃棄物管理責任者選任届の表面(その1)の変更は速やかに、裏面(その2)の変更は当該変更の日後、最初に一般廃棄物減量計画書を提出する日まで(毎年5月31日まで)に提出してください。

③「一般廃棄物減量計画書」 表面

様式第3号（その1）（第6条関係）

一般廃棄物減量計画書

事業所番号

事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条の規定により一般廃棄物減量計画書を作成しましたので提出します。

建物の占有者（場合によっては所有者）を記入（押印は不要です）

(あて先)岐阜市長	届出日 〇〇年〇〇月〇〇日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 ごみ減量推進社 代表取締役 岐阜 太郎 電話番号 0 5 8 (2 0 0) 0 0 0 0

今年度の具体的な計画及び目標

- ・その他の紙類（パンフレットや古封筒）を分別し、資源化する。

ごみ減量・再資源化のための方策を記入

これまでの実績及び取組状況

- ・機密書類はシュレッダーにかけず、製紙工場で溶解している。
- ・使用済み封筒を社内連絡用として活用している。

リサイクル商品の導入状況について記入

リサイクル製品の導入状況

- ・グリーン購入法適合物品を優先的に購入している。
- ・コピー紙は古紙 100%、白色度 70%を使用している。
- ・トイレットペーパーは古紙 100%の製品を使用している。

記入担当者（一般廃棄物管理責任者）

担当者住所 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1	担当者氏名 総務課 課長 減量 一郎 電話番号 058(200)0000 E-mail zero-carbon@city.gifu.gifu.jp
-------------------------------------	--

可能な限り E-mail アドレスを記入

③「一般廃棄物減量計画書」 裏面

※各年度とも、1年間（4月～翌年3月まで）の量を集計してください。

一般廃棄物の種類		5年度実績 (前々年度)	6年度実績 (前年度)	7年度計画 (今年度)	収集運搬 業者名	
新聞・チラシ・雑誌	発生量	5.00	5.00	5.00	〇〇商店	
	うち資源化量	5.00	5.00	5.00		
段ボール	発生量	9.00	8.00	7.00	☆☆リサイクル	
	うち資源化量	9.00	8.00	7.00		
その他の紙類	OA用紙	発生量	20.00	20.00	18.00	〇〇製紙
		うち資源化量	10.00	12.00	18.00	
	OA用紙以外の紙類	発生量	4.00	4.00	4.00	●●商店 □□環境
		うち資源化量	0.00	2.00	3.00	
普通ごみ	生ごみ以外の普通ごみ	発生量	10.00	8.00	6.00	□□環境
		うち資源化量	0.00	0.00	0.00	
	生ごみ	発生量	30.00	25.00	23.00	□□環境
		うち資源化量	0.00	0.00	0.00	
ビン・カン・ペットボトル	発生量	3.00	3.00	3.00	△△飲料	
	うち資源化量	3.00	3.00	3.00		
発泡スチロール	発生量	1.50	1.20	1.00	□□環境	
	うち資源化量	1.50	1.20	1.00		
繊維くず	発生量					
	うち資源化量					
粗大ごみ	発生量	3.00	3.00	2.00	□□環境	
	うち資源化量	0.00	0.00	0.00		
上記以外の一般廃棄物 ()	発生量					
	うち資源化量					
発生量合計(A)		85.50	77.20	69.00		
資源化量合計(B)		28.50	31.20	37.00		
資源化率(B/A)		33.33%	40.41%	53.62%		

※産業廃棄物についての記入は、不要です。

各年度の資源化率を計算(資源化量合計/発生量合計)

一般廃棄物の種類について

一般廃棄物の種類		
新聞・チラシ・雑誌		新聞、新聞折込チラシ、雑誌（週刊誌など）、カタログ、ノートなど
その他紙類		
	OA用紙	コピー用紙、コンピューター連続用紙など（保存文書、機密文書を含む）
	OA用紙以外の紙類	パンフレット、封筒、包装紙、紙ファイル、トイレットペーパーの芯、菓子箱ティッシュボックスなどの厚紙、カレンダー、ポスターなど
普通ごみ		
	生ごみ	厨芥類、茶殻など

主なごみの重量のめやす

紙類の形状等による重量一覧表

		サイズ () 内の単位 c m	厚さ l 0 cm
新聞		l 誌（朝刊のみ）購読の場合…年間 6 0.0 キロ	
チラシ		A3 (42×29)	12.0
		A4 (29×21)	6.0
雑誌		A3 (42×29)	11.0
		A4 (29×21)	5.5
		B5 (21×15)	2.5
その他の紙類	OA 用紙	A3 (42×29)	8.8
		A4 (29×21)	4.4
		年間購入量（箱数）から算出する場合 A3 用紙 1 箱（1,500 枚）…13.0 キロ A4 用紙 1 箱（2,500 枚）…11.0 キロ	
	包装紙	A3 (42×29)	4.5
		A4 (29×21)	2.5
段ボール		50×50	2.0
		60×80	6.0
		100×100	8.0

その他のごみ重量一覧表 単位（キロ） 45ℓの袋を使用した場合

	種類	重量
普通ごみ	半分以上が生ごみ	5.0（うち生ごみ 4.8）
	半分が生ごみ	3.5（うち生ごみ 3.0）
	生ごみはほとんどなし	2.0
ビン		10.0
カン		3.0
ペットボトル		1.5

事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

平成11年7月 5日 決裁
平成12年6月 1日 改正
平成19年2月27日 改正
平成28年3月31日 改正
令和5年4月18日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項の規定に基づき、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物の占有者に対して行う指示及び指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業用建築物 次に掲げる建築物をいう。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

ウ 事業の用に供する部分の延床面積が500㎡を超える事務所又は小売店舗であって、かつ、多量の一般廃棄物を排出する事業者が占有し、又は所有する建築物

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導が必要と認める建築物

(2) 事業用建築物占有者 事業用建築物の占有者（事業者に限る。）をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

(事業用建築物占有者の責務)

第3条 事業用建築物占有者は、法第3条及び岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年岐阜市条例第12号）第4条の2の規定により一般廃棄物の減量及び適正処理を図らなければならない。

(事業用建築物の所有者の責務)

第4条 事業用建築物の所有者は、当該事業用建築物から排出される一般廃棄物の減量及び適正処理を図るに当たり、事業用建築物占有者に働きかけ、又は協力するよう努めるものとする。

(一般廃棄物管理責任者の選任)

第5条 事業用建築物占有者は、事業用建築物ごとに一般廃棄物管理責任者を選任し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 事業用建築物における具体的な一般廃棄物の処理計画及び一般廃棄物の処理に係るシステムの構築に関すること。

(2) 事業用建築物占有者及び従業員への一般廃棄物の減量及び適正処理並びに再生利用に係る指導及び啓発に関すること。

(3) 一般廃棄物保管場所（第7条第1項に規定する一般廃棄物保管場所をいう。）の管理に関すること。

(4) 事業用建築物の所有者、廃棄物処理業者（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者をいう。）及び市との連絡調整に関すること。

2 一般廃棄物管理責任者は、当該事業用建築物から排出される一般廃棄物の状況を常時把握できる者で、事業用建築物占有者本人又は事業用建築物占有者

から一般廃棄物の管理に関する権限の委任を受けたものとする。

- 3 事業用建築物占有者は、第1項の規定により一般廃棄物管理責任者を選任したときは、次の各号に掲げる事業用建築物の区分に応じ、当該各号に定める日の属する年度の翌年度の5月31日（当該日が岐阜市の休日定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する休日でない日）までに、一般廃棄物管理責任者選任届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(1) 第2条第1項第1号ア又はイに該当する建築物 当該建築物において事業を開始した日

(2) 第2条第1項第1号ウに該当する建築物 当該建築物において、事業の用に供する部分の延床面積が500㎡を超え、かつ、事業活動に伴い排出される一般廃棄物（し尿を除く。）が週標準量50キログラムを超えた日

(3) 第2条第1号エに該当する建築物 市長が指定する日

- 4 事業用建築物占有者は、前項の規定により届け出た事項（この項の規定により変更を届け出た事項を含む。）のうち次に掲げる事項に変更があったときは、一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）により速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 建築物の名称、所在地又は所有者

(2) 事業の内容

(3) 一般廃棄物管理責任者の氏名、所属、住所、連絡先又は建築物の所有者との関係

- 5 事業用建築物占有者は、第3項の規定により届け出た事項（この項の規定により変更を届け出た事項を含む。）のうち前項各号に掲げる事項以外の事項に変更があったときは、当該変更の日後、次条の規定により一般廃棄物減量計画書を最初に提出する日までに、変更届により市長に届け出るものとする。

- 6 市長は、事業用建築物占有者が第1項の規定による一般廃棄物管理責任者の選任又は前3項の規定による届出を行わないときは、事業用建築物の所有者に当該選任又は届出に係る協力を求めるものとする。

（一般廃棄物減量計画書の作成）

- 第6条 事業用建築物占有者は、毎年、事業用建築物の一般廃棄物に係る減量及び適正処理の計画、一般廃棄物の処理の実績等について一般廃棄物減量計画書（様式第3号）を作成し、当該年の5月31日（当該日が休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する休日でない日）までに市長に提出するものとする。

（一般廃棄物保管場所の設置基準）

- 第7条 事業用建築物占有者は、事業用建築物若しくはその敷地又は当該事業用建築物に所在する事業所に、一般廃棄物の保管場所（以下「一般廃棄物保管場所」という。）を設置するように努めるものとする。

- 2 一般廃棄物保管場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

(2) 一般廃棄物を十分に保管できる規模であること。

(3) 再生利用を目的とする一般廃棄物を区別できる構造であること。

(4) 衛生的に管理できること。

- 3 事業用建築物占有者は、一般廃棄物保管場所にねずみ及びはえ、蚊その他の害虫が発生しないよう努めるものとする。

（リサイクル製品の利用促進）

- 第8条 事業用建築物占有者は、日常業務の中でリサイクル製品を優先使用することで、リサイクルの推進を図るものとする。

(指導の方法等)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による一般廃棄物管理責任者の選任、第6条の規定による一般廃棄物減量計画書の作成、第7条第1項の規定による一般廃棄物保管場所の設置及び前条の規定によるリサイクル製品の利用促進に係る活動について、必要に応じて事業用建築物占有者に指導を行うものとする。

2 前項の指導は、相手方の承諾を得た上で、事業用建築物への立入調査等により行うものとする。

3 市長は、一般廃棄物減量計画書の内容の審査又は前項の規定による立入調査の結果、改善を求める必要があると認める場合は、書面により助言又は勧告を行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第10条 第5条第3項から第5項までの規定による届出及び第6条の規定による一般廃棄物減量計画書の提出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一般廃棄物管理責任者選任届

一般廃棄物管理責任者を選任したので、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第3項の規定により届け出ます。

（あて先）岐阜市長	届出日 年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号

建築物	名 称	
	所 在 地	岐阜市
	所 有 者	
事業の内容		
一般廃棄物 管理責任者	氏 名	
	所 属	
	住 所	
	連 絡 先	電話番号 E-mail
	建築物の所有者 との関係	
	選任年月日	年 月 日

※ 上記の記載に変更があった場合は、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第4項の規定により、速やかに一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号）を提出してください。

様式第1号（その2）（第5条関係）

建築物の概要			
建築物の規模	地上の階数		階
	地下の階数		階
	事業の用に供する部分の床面積の合計		m ²
一般廃棄物管理責任者が属する事業所の所在	建築物の全部 建築物の一部（ 階～ 階） 建築物以外		
外部利用者	小売業	1日の来客数	人
	旅館等	客室数	室
	学校	生徒数	人
	その他		
従業員数	職員		人
	パート・アルバイト		人
	合計		人
一般廃棄物保管場所	再生利用を目的とする一般廃棄物の保管場所	箇所	m ²
	上記以外の一般廃棄物の保管場所	箇所	m ²

建築物内関係者（他のテナント等）の名称（建築物内の所在）	

ビル管理会社の概要	
住所 〒	名称及び代表者の氏名
	担当者氏名
	電話番号

※ 上記の（その2）中の記載に変更があった場合は、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条第5項の規定により、当該変更の日後、最初に一般廃棄物減量計画書を提出する日まで（毎年5月31日まで）に一般廃棄物管理責任者等変更届（様式第2号）を提出してください。

一般廃棄物管理責任者等変更届

一般廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更が生じたので、事業用建築物における

一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第5条 第4項 第5項 の規定により届け出ます。

(あて先) 岐阜市長	届出日 年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 担当者氏名 電話番号 E-mail

1	変更事項	
	変更年月日	年 月 日
	変更内容	
	変更の理由	
2	変更事項	
	変更年月日	年 月 日
	変更内容	
	変更の理由	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又はこの様式を複数枚使用して記入してください。

一般廃棄物減量計画書

事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条の規定により一般廃棄物減量計画書を作成しましたので提出します。

（あて先）岐阜市長	提出日 年 月 日
提出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
	電話番号

今年度の具体的な計画及び目標

これまでの実績及び取組状況

リサイクル製品の導入状況

担当者（一般廃棄物管理責任者）	
担当者住所 〒	担当者氏名
	電話番号 E-mail

様式第3号（その2）（第6条関係）

単位：トン

一般廃棄物の種類		年度実績 (前々年度)	年度実績 (前年度)	年度計画 (今年度)	収集運搬 業者名
新聞・チラシ・雑誌	発 生 量				
	うち資源化量				
段ボール	発 生 量				
	うち資源化量				
その他の紙類	OA 用紙	発 生 量			
		うち資源化量			
	OA 用紙以外の紙類	発 生 量			
		うち資源化量			
普通ごみ	生ごみ以外の普通ごみ	発 生 量			
		うち資源化量			
	生ごみ	発 生 量			
		うち資源化量			
ビン・カン・ペットボトル	発 生 量				
	うち資源化量				
発泡スチロール	発 生 量				
	うち資源化量				
繊維くず	発 生 量				
	うち資源化量				
粗大ごみ	発 生 量				
	うち資源化量				
上記以外の一般廃棄物 ()	発 生 量				
	うち資源化量				
発生量合計(A)					
資源化量合計(B)					
資源化率 (B/A)		%	%	%	

※ 産業廃棄物についての記入は、不要です。

8 関連法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条の2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、過剰包装の自粛、容器の簡素化等を図らなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業活動に伴う一般廃棄物）

第5条 法第6条の2第5項の規定による一般廃棄物の量並びに運搬すべき場所及び方法については規則で定める。

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抜粋）

第3条 市長は、条例第5条の規定により事業活動に伴い排出される一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）が一般家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量50キログラムを超えるもの又は市長が定める収集回数を超えるものに対し、当該廃棄物の運搬を命ずることができ、特に必要と認めるときは、減量に関する計画の作成又は自己処分を指示することができる

※上記岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同規則は、令和7年6月に改正され、令和8年10月に改正後の条項が施行されます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜粋）

（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が3000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8000平方メートル以上のものとする。

- 1 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 2 店舗又は事務所
- 3 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- 4 旅館

大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

- 2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第1項又は第2項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第3条 基準面積は、政令で定める。

大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（一の建物）

第1条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第2条第2項の1の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 1 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 2 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 3 一の建物（前2号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第2条 法第3条第1項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

循環型社会形成関連法

循環型社会形成推進基本法

(基本的枠組み法)

廃棄物の発生抑制のため、不要となった原材料、製品などについて「再使用」、「再生利用」、「熱回収」による循環的な利用、それ以外については「適正処分」することを基本原則とする。事業者は、「自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。」と定めている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物処理法)

廃棄物の発生抑制と適正なリサイクルや処分を確保し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

資源の有効な利用の促進に関する法律

(資源有効利用促進法)

リサイクル対策の強化のほか、製品の省資源化、長寿命化による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を規定。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(容器包装リサイクル法)

容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ。

特定家庭用機器再商品化法

(家電リサイクル法)

家電製品の製造・販売事業者などに、テレビなど廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけ。（※事業者が使用している場合であっても、一般消費者が通常生活のように使用しているものと同様のものであれば対象となる。）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(建設リサイクル法)

建設工事の発注者に対し工事の事前届出と受注者に建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

(食品リサイクル法)

食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残渣の発生抑制及び飼料や肥料等の原材料としてリサイクルすることを義務づけ。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(自動車リサイクル法)

自動車メーカーなどに、使用済自動車(廃車)から発生するシュレッダーダスト、エアバッグ、フロンガスの3品目を回収してリサイクルすること、また関連事業者に対しては回収3品目を自動車メーカーに引き渡すことを義務づけ。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(小型家電リサイクル法)

家庭や企業から排出される携帯電話やデジタルカメラ等使用済小型電子機器(小型家電)を回収し、リサイクルを促進することにより、廃棄物の適正な処理及び小型家電に含まれる希少金属等の再資源化を図る。

食品ロスの削減の推進に関する法律

(食品ロス削減推進法)

国民それぞれの立場で食品ロス削減に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着、まだ食べられる食品については廃棄することなくできるだけ食品としての活用を図る。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

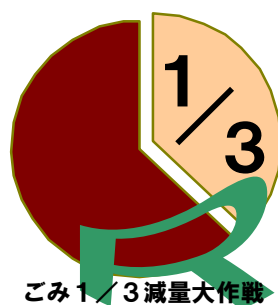
(グリーン購入法)

国等が率先して再生品などの調達を推進し、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(プラスチック資源循環促進法)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じる。



■発行 岐阜市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

TEL: 058-265-4141 (代表)

: 058-214-2178 (直通)

FAX: 058-264-7119

E-mail: zero-carbon@city.gifu.gifu.jp

■市担当窓口

- ごみの減量・資源化に関するご相談は→ゼロカーボンシティ推進課へ
- 自己搬入・許可業者に関するご相談は→環境事業課へ
- 産業廃棄物に関するご相談は →産業廃棄物指導課へ